

名古屋市特定呼吸器疾病患者における

後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養の取扱い

名古屋市特定呼吸器疾病患者について、患者が長期収載品の処方を希望される場合は選定療養の対象となります。

厚生労働省通知

「令和 6 年 7 月 12 日付厚生労働省保険局医療課事務連絡「長期収載品の処方等又は調剤の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について（その 1）」より

問 12 医療保険に加入している患者であって、かつ、こども医療費助成等のいわゆる地方単独の公費負担医療の対象となっている患者が長期収載品を希望した場合について、長期収載品の選定療養の対象としているか。

（答）長期収載品の選定療養の制度趣旨は、医療上必要があると認められる場合等は、従来通りの保険給付としつつ、それ以外の場合に患者が長期収載品を希望する場合は、選定療養の対象とすることとしたものであることから、今般、対象外の場合は設けておらず、こども医療費助成等のいわゆる地方単独の公費負担医療が対象となっている患者が長期収載品を希望した場合についても、他の患者と同様に、長期収載品の選定療養の対象となる。

なお、医療上必要があると認められる場合に該当する場合は、従来通りの保険給付として差し支えない。

※公害健康被害の補償等に関する法律に基づく診療における取扱いは、名古屋市特定呼吸器疾病患者の取扱いとは異なり、選定療養の規定がありませんのでご注意ください。

（詳細は「公害診療における後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養の取扱い」をご覧ください）

（名古屋市環境局公害保健課）